

## 財務諸表等の閲覧等に係る取扱について

実施 平成 16 年 6 月 1 日

消防法施行規則第四条の六第四項において準用する第一条の四第十五項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項等については、次によるものとする。

1. 工業会は、事業者その他利害関係人から、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の閲覧又は謄写若しくは提供又は当該事項を記載した書面の交付（2において「閲覧等」という。）の請求があった場合には、これに応ずるものとする。

交付手数料	謄本 1件あたり	1,000円
	抄本 1件あたり	500円
	FPD コピー申請	無償

2. 前記の閲覧等に係る費用は、無料とする。